第2節 他との関わりの中で豊かな人間性や社会性を身に付ける

人間が一人の社会人として積極的にその役割を果たしていくためには、自ら学び考える力やそれを支える基礎・基本に加え、社会性や豊かな人間性を身に付けることが大切です。本県の子どもが、自己の利益だけではなく社会全体の利益を考えて21世紀を担うことができるよう、人権を尊重する心の育成、規範意識の習得などを通じ、社会性を育むとともに、子どもの豊かな感性や奉仕の精神などを養い、人間性を育むことを目指します。

このため、子どもの社会性を育てる観点から、学校における人権教育、道徳教育、生徒指導などの充実を図るとともに、普及啓発活動を推進し、教育の原点となる家庭教育への支援や人間形成の基礎を培う幼児期の教育の充実に努めます。また、子どもの人間性を育てる観点から、学校内外での様々な体験活動や読書活動が活発に行われるような環境づくりに努めます。さらに、子どもの悩みに適時適切に対応できるよう、学校等におけるカウンセリング機能等の充実を図ります。

(2) 他との関わりの中で 豊かな人間性や社会性 を身に付ける 「豊かな心」育成のための普及啓発活動の推進 人権を尊重する教育の推進 道徳教育の充実 生徒指導の充実 家庭教育への支援 幼児教育の充実

体験活動等を生かした豊かな心を育む教育の充実 知的活動を増進し世界観を広げる読書生活の充実 心の悩みに適切に対処できる体制づくり

項	目	具体的施策の方向			
「豊かな心」育成 のための普及啓発活 動の推進		► ふくしま子ども憲章 子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのため の宣言を制定し、児童生徒・保護者はもとより広く県民 に普及啓発し、子どもたちの規範意識の向上や「豊かな 心」の育成に努めます。			
人権を尊重する教 育の推進		 ▶ 人権を尊重する教育に関する学習教材等の充実 いじめや虐待防止、男女平等など人権尊重に関わる基本的な理解を促進する学習教材等の開発・活用などを通じ、人権を尊重する意識を高める教育を推進します。 ▶ 社会教育における人権教育の推進 公民館をはじめとする社会教育施設等を拠点として行われる学習において、人権に関する情報提供を行い人権教育の推進に努めます。 			
道徳教育の充実		▶ 学校における道徳教育の充実 人間としての在り方や生き方についての自覚を深め、 人間尊重、生命尊重の精神を培うとともに、規範意識や 遵法意識、正義感や倫理観、思いやりの心、さらには、 感動する心など、児童生徒の望ましい道徳性を育むため、 道徳の時間をはじめとして各教科、特別活動及び総合的 な学習の時間、学校の教育活動全体を通じて道徳教育の 充実に努めます。			
		▶ 道徳教育に関わる体験的活動の充実 幼児・児童生徒の心と体のバランスのとれた発達を促 し社会性を身に付けるため、自然体験活動、ボランティ ア活動や職場体験活動など自然や社会と広く交わる体験 活動の機会を拡充します。			

生徒指導の充実

▶ 積極的な生徒指導の推進

児童生徒のよい点や可能性を尊重し、個性の伸長を図りながら、児童生徒の豊かな人間性を育てるとともに、規範意識や社会生活のルールなどを守ろうとする遵法意識を高め、進んで望ましい生活を送ろうとする実践力、行動力を培うため、各学校の計画づくりとその実践を推進するなど学校全体での取組みを推進します。

▶ 小・中学校(小・中学部)低学年の早期学校適応指導の 充実

小学校や中学校入学後の早い段階から、学級を学び合い支え合う集団として高め、児童生徒の人間関係や生活及び学習適応の支援を充実させるため、少人数教育の充実に努めます。

- ▶ 小·中·高等学校(小·中·高等部)を通した生徒指導の推進 小・中・高等学校等の連携を深め、児童生徒の発達段 階の課題を踏まえた一貫した生徒指導の在り方を研究し、 その成果に基づき一貫した生徒指導を推進します。
- ▶ 生徒の発達段階に応じたガイダンスの機能の充実 自己の生き方、学校生活への適応、好ましい人間関係 の形成、学業や進路等についてのきめ細かな指導・援助 を図るため、学校におけるガイダンスの機能の充実に努 めます。

家庭教育への支援

▶ 親の子育てに対する支援の充実

子育て中の保護者に対して家庭の教育力の向上をめざし、子どもの発達や家庭教育におけるさまざまな課題に応じた学習の機会を提供し、家庭教育の充実に向けて支援します。

▶ 学校・家庭・地域社会等の連携強化

学校、家庭及び地域社会がそれぞれの役割に応じた機能を十分果たすとともに、地域全体で子どもたちを育てる観点からPTAや地域の関係団体との連携を図り、地域の教育力を発揮することができるよう環境整備に努めます。

幼児教育の充実

▶ 幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実 「幼児教育振興ビジョン」の活用普及を通して、新しい幼児教育についての県民の理解を深めます。

また、保護者等の多様なニーズに対応するとともに、 家庭・地域社会・幼稚園等施設が連携することにより、 発達や学びの連続性を確保し、幼児の望ましい心身の発 達を図ります。

▶ 教育内容の改善充実

ティーム保育の導入や幼児期以降の学びや創造性を豊かにする遊びを通した総合的指導により、知的発達を促すとともに幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培う幼児教育の充実を図ります。

▶ 保育所·幼稚園·小学校の連携強化

幼児教育についての親同士の意見交換の場や幼児同士 の合同活動、教育内容についての情報交換や合同研修会 などを通して、保育所、幼稚園、小学校が連携しながら 総合的な幼児教育を展開します。

▶ インクルージョンの推進

障がいの有無によらず、全ての子どもたちが幼少時から共に遊び、共に学ぶ環境の中で、お互いを人間として尊重する教育や保育の充実を図ります。

体験活動等を生かした豊かな心を育む教 育の充実

► 伝え合う力・コミュニケーション能力の育成

言葉に深く関わる授業、総合的な学習の時間、ボランティア活動や勤労生産体験等学校の教育活動全体を通して、子どもたちが自分の意見や考えを伝え合い人間関係を作り上げていく力や、言葉や言葉以外の様々な手段で相手の気持ちを察する共感能力の育成に努めます。

▶ 芸術体験機会の拡充

感受性の豊かな時期にある子どもたちに、優れた芸術に接する機会を提供するため、家庭劇場の実施などにより舞台芸術や音楽芸術の鑑賞の機会の充実を図ります。

▶ 高校生の文化活動の活性化

県高等学校総合文化祭の開催、全国高等学校総合文化祭への参加を促進し、高校生の文化活動の活性化を図ります。また、全国高等学校総合文化祭の本県開催誘致に向け、活動の充実、強化に努めます。

▶ 青少年の自立性・社会性を育む事業の推進 規律・協同・責任等の精神を涵養し、社会の変化に主 体的に対応できる心身ともに健全でたくましい人間の育 成を図るため、野外活動や集団宿泊活動、就業体験の機 会の拡充に努めます。

施設を活用した豊かな体験活動の推進

自然の家やふくしま海洋科学館等の施設において、発達段階に応じ、自然とのふれあい体験や集団宿泊による共同生活体験などを積極的に推進することにより、互いに尊重し信頼、協力し合う人間尊重の意識やいのちあるものを大切にし、慈しむ生命尊重の意識を高めるとともに、規範意識や公衆道徳等の育成に努めます。

知的活動を増進し 世界観を広げる読書し 生活の充実

▶ 子どもの発達段階に応じた読書指導の充実 子どもの年齢や発達段階に応じて、童話などの読み聞 かせを行ったり、全校一斉の読書活動を行ったりすることにより、生涯にわたる読書生活の礎を築きます。

- ▶ 学校図書館の計画的な利用と読書推進体制の充実 児童生徒の豊かな人間性を育む読書教育を推進するため、学校図書館の計画的な利用と読書推進体制の充実を 図ります。
- ▶ 学校図書館の環境整備

地域や保護者の協力を得るなど学校図書館の蔵書充実 のための施策を検討するとともに、学校図書館の整備充 実に努めます。

また、県立高等学校図書館の冷房設備の整備を進め、快適な読書・学習空間の整備に努めます。

▶ 学校図書館と公立図書館との連携強化

希望図書の効率的な検索を可能にするなど、読書活動 を支援するため、学校図書館と県立図書館等の公立図書 館との情報ネットワークを通した連携の強化に努めます。

心の悩みに適切に対処できる体制づく!!

→ スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、学校教育相談員、教育相談推進員等を中心とした教育相談体制の確立いじめや不登校、心の悩みなど、児童生徒の心のケアや学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等(以下、「LD、ADHD 等」という。)の児童生徒の支援をめぐる様々な問題に適切に対応できるスクールカウンセラー等によるきめ細かな教育相談の充実に努めるとともに、各学校における教育相談体制の充実を図ります。

▶ カウンセリング研修会の充実

すべての児童生徒がそれぞれ持っているよい点を生かし、自己実現を支援する適切なカウンセリング手法を教職員が身に付けるため、教育センター等を中心とした教職員のカウンセリング研修の充実に努めます。

- ▶ 自然の家等における自然体験活動の充実 不登校児童生徒や障がいのある児童生徒等の自立心を 育み協調性や社会性を伸長するため、自然の家等を活用 して様々な自然体験活動の充実に努めます。
- ▶ 関係機関との連携強化

いじめ、不登校等の未然防止と問題の早期発見、早期解決を図るため、学校、家庭、地域社会が一体となって指導に当たるとともに、学校と関係機関との連携を強化します。

(語 注) (第2節 他との関わりの中で豊かな人間性や社会性を身に付ける)

インクルージョン (inclusion 包含、包括)	障がいの有無によらず、すべての子どもを包み込んで、一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じて教育を行うべきであるという考え。 世界の特殊教育の動向を見ると、1980年代にノーマライゼーションの理念に基づ〈インテグレーション(統合教育)の浸透が見られ、 90年代になるとインテグレーションからインクルージョン(一体化教育)へという動きが見られた。
スクールカウンセラー	問題行動等を持つ児童生徒へのカウンセリングや、保護者・教職員への支援を行う。臨床心理士、精神科医師、大学教授等あるいはそれに準ずる資格が必要である(小・中・高等学校に配置)。
子どもと親の相談員	生徒、保護者の悩み等の相談相手になる。なお、資格は不要であり、 小学校に配置し、不登校などの早期発見や対応を行っている。
学校教育相談員	電話相談、面接相談、地域に出向いての移動教育相談、学校や家庭 訪問等を行う。教育事務所に配置し、行政・学校・地域社会の学校教育 相談関係者の窓口・仲介役的存在としての役割も担う。教員OBや臨床心 理士が当たる。
教育相談推進員	LD、ADHD等を含めた障がいのある子どもの保護者や担当教員等が、子どもの療育や指導及び就学等に関して、地域において相談ができ、また、必要な支援を継続的に受けられる体制を整備し、相談支援を推進するため、教育事務所に配置されている。実際の相談支援は、巡回相

	談員に指名された盲・聾・養護学校教員が行う。
学習障がい(LD, Learning Disabilities)	基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを指す。中枢神経系に何らかの機能障がいがあるためと推定されるが、知的障がい・情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではないとされる。
注意欠陥/多動性障が い(ADHD, Attention Deficit Hyperactivity Disorder)	米国精神医学会の「精神疾患の診断・統計マニュアル第4版」(DSM-)で取り上げられ、不注意、多動性、衝動性などを主症状とする障がいとされている。脳の働きに何らかの障がいがあるため、集中力、衝動性などを自分でコントロールできにくいことによって起こるものと考えられ、家庭での育て方や環境、子どもの不真面目、やる気のなさなどによるものではない。
高機能自閉症	3歳までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の 遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする障がいで ある自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

スクールカウンセラー等配置校の推移(小・中・高等学校)

	小学校	中学校	高等学校	計
平成17年度	8	1 1 4	1 6	1 3 8
平成16年度	1 1	8 5	1 6	1 1 2
平成 1 5 年度	1 1	5 1	1 4	7 6
平成14年度	1 0	4 0	1 2	6 2
平成13年度	5	3 6	6	4 7